

嘉手納基地所属 F-15 戦闘機による部品落下に対する意見書

去る 8 月 4 日 10 時 30 分頃、嘉手納基地所属の F-15 戦闘機から長さ約 17.8cm、重さ約 3.6kg の部品（イーグルクロー）が落下する事故が発生した。

沖縄防衛局を通じて情報が寄せられたのは、同日の 20 時 30 分頃で事案発生から 10 時間後であった。

落下場所については不明であるが「嘉手納基地から東南東へ約 60 マイルの地点」或いは「国道 58 号線沿付近一带」の何れかに落下したとあり、けが人や物損についての情報は今のところ確認されていない。

今回、部品落下事故をおこした同型機は沖縄市上空を飛行しており、一步間違えば、住民等を巻き込んだ大惨事に繋がるものであり、さらに、部品落下の原因が究明されぬまま、飛行訓練が行われている事に対し、周辺住民の怒りは増すばかりである。

本市議会では、これまでも事故が起きるたびに幾度となく抗議行動等を展開し、「再発防止」・「安全管理の強化」等を強く申し入れてきたにもかかわらず、またしてもこのような事故が起きており、米軍の事故に対する認識の甘さと再発防止策には問題があると言わざるを得ず、断じて容認できるものではない。

よって沖縄市議会は米軍嘉手納基地所属 F-15 戦闘機による部品落下に対し、厳重に抗議するとともに下記事項について強く要求する。

記

1. 事故原因を徹底的に究明し、その結果を早急に公表すること。
2. 徹底した点検整備等の安全管理を見直し、再発防止策を図ること。
3. 通報体制を厳格に遵守し、事故に関する正確かつ迅速な情報提供を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 9 月 10 日
沖 縄 市 議 会

宛 先

外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長